



農地を貸したい、借りたい人のための新制度がスタート。

### ★農地中間管理機構の設置

- ・(公財)長崎県農業振興公社は、平成26年3月6日に農地中間管理機構として県知事の指定を受けました。
- ・農地の借受者の公募や貸付可能農地のリスト化を行っています。お気軽にご相談下さい。

※農地中間管理機構とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる組織です。

長 崎 県  
(公財)長崎県農業振興公社



ご安心下さい、貸借の全てを農地中間管理機構が対応します。



- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに預けたい。

出し手

貸出意向の表明

- ・利用意向調査
- ・人・農地プランアンケート

受け手

公募への応募

- ・借りたい農地の情報



- ・経営農地の拡大を検討中の方！
- ・分散した農地の集約化を検討中の方！
- ・新規に農業を始めたい方！

地図情報整備・相談会(マッチング)実施

農地中間管理機構  
(長崎県農業振興公社)

- ・受け手が見込める農地を借り受け、受け手へ貸し付けます。
- ・借受農地の中間管理(草刈、せん定など)を行います。

※対象は農業振興地域の区域内の農地です。  
※市町等が機構の業務を受託して行いますので、まずにご相談下さい。

A to A(自己所有地の貸付・借受)もOKです。

受け手は担い手  
でなくてもOKです。

農地を貸す期間は  
要望があれば  
10年未満でもOKです。

賃料は地域の水準を基本とします。  
平成29年から物納(米1俵など)も始めました。

農地を国や県から  
取られたりすることは  
ありません。  
(お借りするだけです。)

両者のメリット

◆草刈や剪定保険付き契約

農地の借り手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が草刈や剪定など農地を荒らさない管理(中間管理)を、経費は機構持ち(国・県が全額負担)で最長3年間行います。公的機関の仲介なので安心して農地を貸すことが可能です。

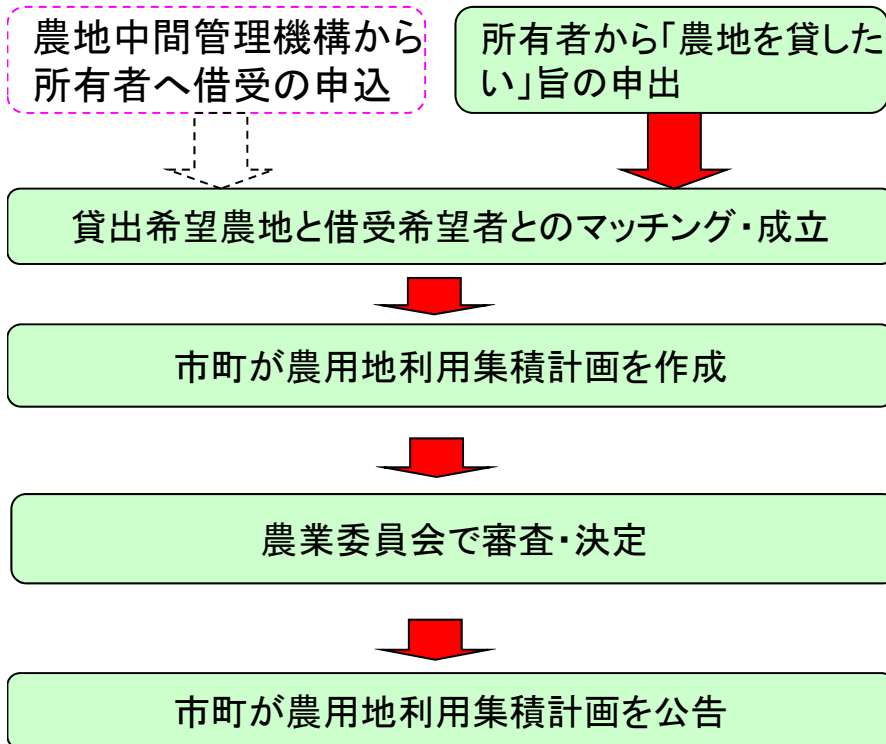
出し手のメリット

- ◆ 次の借り手を機構が探します  
借り手側の都合で耕作できなくなった農地は、次の借り手を最長3年間探します。その間の地代も機構がお支払します。農地の借り手を探す必要がありません。農地中間管理機構が責任を持って公募し、貸し付けます。
- ◆ 地代は機構が支払いますので、未納の心配がありません。
- ◆ 貸付後の利用状況は市町等(機構業務受託先)が毎年確認しますので、不適切に利用される心配はありません。
- ◆ 要件を満たせば出し手や地域へ協力金が交付されます。
- ◆ 要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。

受け手のメリット

- ◆ 公募に応募すれば、農地情報を提供してもらるので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめることが容易になります。
- ◆ 地主との貸借手続きなどは市町等(機構業務受託先)が行います。
- ◆ 希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができます。
- ◆ 新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。
- ◆ 賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できたり、マイナンバーの把握や管理の手間が省けます。

## 機構に農地を貸し出す場合の流れ



## 農地を貸したい人は

どうする？

### ステップ ①

市町等（機構業務受託先）に連絡します。

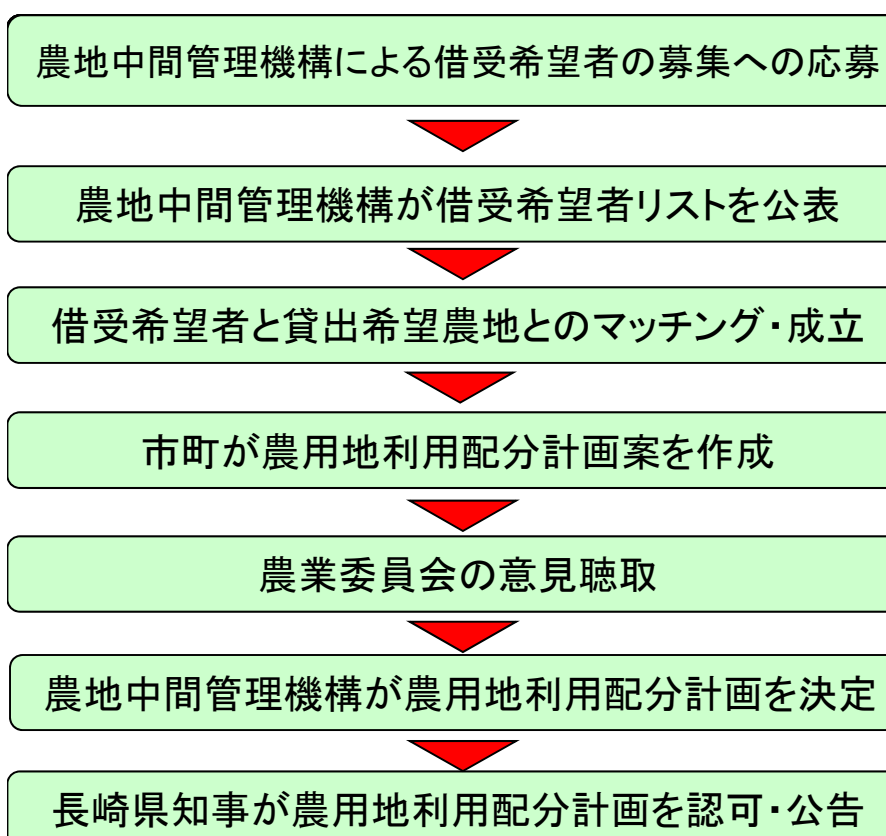
### ステップ ②

市町等（機構業務受託先）と期間、賃料等の諸条件を相談します。

### ステップ ③

農地の貸借が記載された農用地利用集積計画が公告されると、農地中間管理機構に農地の貸借に係る権利が移動します。

## 機構から農地を借りる場合の流れ



## 農地を借りたい人は

どうする？

### ステップ ①

農地中間管理機構による借受希望者の募集に応募します（必須です）。

### ステップ ②

市町等（機構業務受託先）と期間、賃料等の諸条件を相談します。

### ステップ ③

農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公告されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

# 機構への農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)

## 地域に対する支援(地域集積協力金)

### 1 交付対象者

人・農地プランの実質上の話合いの単位となっている「地域」  
(農業集落、大字又は学校区等設定は任意。ただし、地域の外縁が明確であること)

### 2 交付要件

- ・「地域」内の全農地(農地台帳により面積が明確であること、遊休農地含む)の2割以上が機構へ貸付けられていること。各年度12月末時点で算定。
- ・協力金の交付を受けた後、年に2回以上担い手への農地利用の集積・集約化に向けた話し合いを継続する合意がなされた地域であること

### 3 交付単価(28年度)

地域内の全農地面積に占める機構への貸付割合に応じた単価を貸付面積に乗じた金額を交付

①非担い手→担い手への貸付の場合	②担い手→担い手への貸付の場合	1.2万円/10a
2割超 5割以下: 1.5万円/10a	③その他	1万円以内/10a
5割超 8割以下: 2.1万円/10a		
8割超		2.7万円/10a

※耕作者の異動がない貸付の場合はその他に区分されます。その他の交付単価は1月に決まります。



## 個々の出し手に対する支援

### 経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)

#### 1 交付対象者

機構に農地を貸付けた以下に該当する所有者

- ・部門を廃止する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・営農しない相続人

※遊休農地(≒耕作放棄地)  
を所有している場合はその  
全てを機構へ貸し付ける意  
向を表明すること



#### 2 交付要件

全ての自作地を10年以上機構に貸付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。  
※合計10a未満の自給用の農地又は農業振興地域外の農地は除く。

#### 3 交付単価(28年度)

3.5万円/10a

### 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

#### 1 交付対象者

- ・機構の公募に応じた者が経営する農地に隣接する農地、機構が借り受けた農地に隣接する農地
- ・2筆以上のまとまった農地

上記について、

- ・自作地を機構を介して担い手へ貸付けた耕作者
- ・地主が機構を介して担い手へ貸し付けた場合に農地を譲った耕作者

※既に農地を貸し付けている所有者は交付対象者ではありません。交付対象者は耕作者です。

#### 2 交付要件

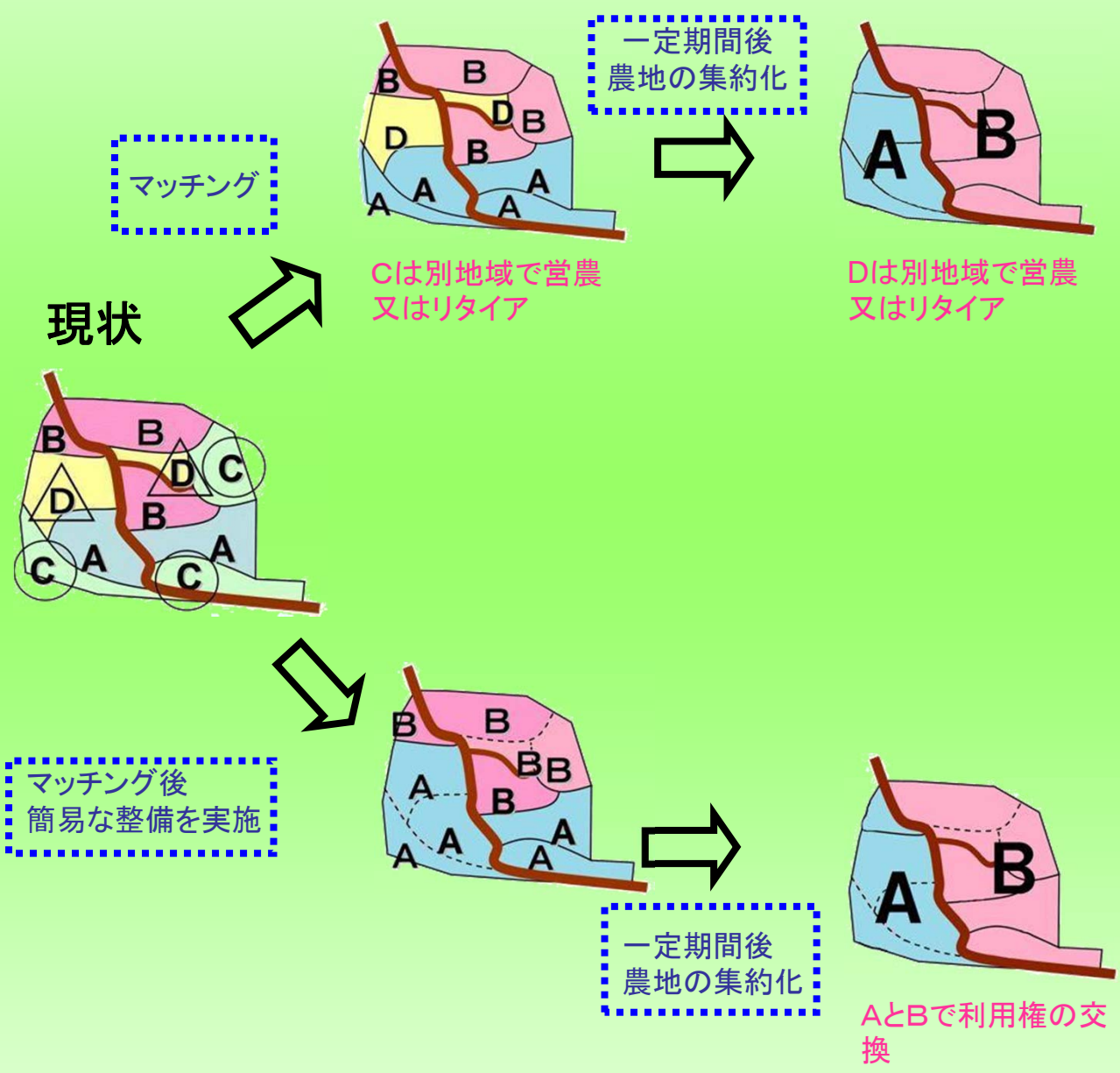
- ・交付対象農地を10年以上機構に貸し付けかつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ・交付対象農地が貸借地である場合は、合意解約される貸借権が設定後一年以上かつ満了の一年以上前であること

#### 3 交付単価(28年度)

1万円/10a



# 分散した農地の集約化



# 耕作放棄地解消対策

## 活用しよう支援事業！こんな時、こんな支援があります。

支援対象は、耕作放棄地を復旧し、貸借等（農地中間管理事業利用者）を優先により5年以上耕作する農業者等です。また、荒廃農地調査で「再生利用が可能な荒廃農地」となっている農地が助成対象になります。

■ は国の支援事業です。  
■ は県の支援事業です。

### 耕作放棄地の再生と土づくりがしたい

\*再生作業（障害物除去、整地等）＋土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）



■ 5万円/10アールを助成（集約化要件を満たす場合6万円）

（要件）

- ・農用地区域内の農地 かつ
  - ・再生作業にかかる経費が10万円以上かかる場合
- 重機を用いて再生作業する場合は補助率1/2で助成

■ 3万円/10アールを助成

（要件）

- ・国事業に該当しないものが対象
- 重機を用いる場合  
1万円/10アールを加算
- 1ヘクタール以上集積する場合  
5千円/10アールを加算

### 基盤整備したい

\*【工種】

- ①農業用水排水施設
- ②農道
- ③暗きょ排水
- ④客土
- ⑤区画整理
- ⑥農用地保全
- ⑦基盤整備用機械



■ 工事費の50%を助成

（要件）

- ・国の支援事業により再生作業を実施

■ 工種の①～⑤は工事費の30%を上乗せ支援

\*農家負担は5%になります\*

（要件）

- ・認定農業者、新規就農者等が実施
- ・10アール以上の耕作放棄地を解消
- ・市町が15%を支援

農家	5%
市町	15%
県	30%
国	50%

\*新規就農者は更に5%の支援を上乗せ、自己負担はゼロになります。

\* 10アール当たりの事業費は125万円まで。「中間管理機構」が介在する場合、200万円までとするが、地質・地形上、石積工事を行う必要性について知事が特に認める場合は、この限りではない。

### 土づくりをしたい

\* 肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等



■ 2.5万円/10アールを助成

（要件）

- ・土壌分析の結果、必要と認められる場合

### 営農開始にあたって支援が欲しい(1年間のみ)

\* 営農に必要な種や苗、資材等



■ 2.5万円/10アールを助成

（要件）

- ・主食用米及び畑作物の所得補償交付の対象作物と、米・水田活用の所得補償交付の交付対象農地は支援対象外

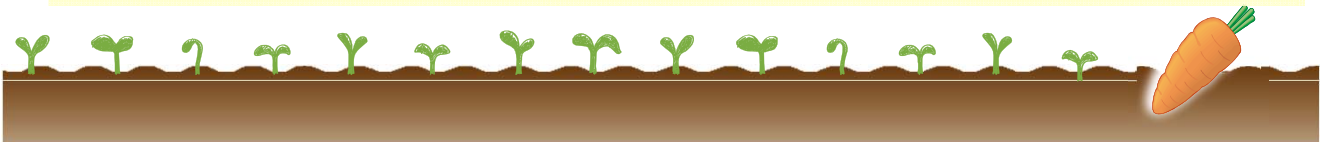
### 再生した農地で使う機械を借りたい

■ リース料の1/2を助成

### 再生した農地に農業用施設を建てたい

■ 経費の1/2を助成

★特例：国の事業で、水田で戦略作物等（麦、大豆、飼料作物、飼料用米、加工用米、米粉用米、WCS用稲、産地交付金による交付対象作物）を栽培する場合、土地所有者による再生作業及び農用地区域外も実施が可能です。



# 農用地等貸付申出書

申込日 平成 年 月 日

公益財団法人 長崎県農業振興公社  
理事長 濱本 磨毅穂 様

申込者 住所	
-----------	--

ふりがな 氏名	印	年齢	歳
		連絡先	TEL:

私は、次の事項に承諾し、当該農用地等を貸付希望地として申し込みます。

## 1. 当該農用地等

別紙のとおり

## 2. 農地等の貸付に際し、私の意向は次の通りです。

- (1) 貸付始めは？            1. いつでもよい            2. 年 月 からがよい
- (2) 契約期間は？            1. 10年以上でよい            2. その他 (            )
- (3) 借受予定者はいますか？    1. いる            2. いない

### 《 貸付けにあたっての確認事項 》

1. 借受希望者が見込めない場合は借り受けを行いません。
2. 借受者の選任は一任して頂きます。
3. 借り受けを行う場合には、改めて連絡します。
4. 借り受けた農地の固定資産税は所有者負担となります。
5. 公益財団法人長崎県農業振興公社が借り受けるまでの間は、申込者において農用地等の管理等をお願いします。
6. 本申し込み書に記載の情報は、農地中間管理事業の実施を目的とし、本事業に関する機関、団体、個人の範囲内で利用します。

貸出希望地

※農業振興地域内の農用地等に限られます。

申込者氏名:

NO	所在地 (字・地番)	地目	面積 (㎡)	貸出理由	基盤整備	保全活動 参加の有無	農用地等の利用状況
		現況		1. 規模縮小 2. 経営移譲 3. 離農 4. その他 ( )	1. 済み 賦課金〔有〕無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	1. 自作している (作付作物) 2. 耕作放棄している (過去の作付作物) 3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月
		現況		1. 規模縮小 2. 経営移譲 3. 離農 4. その他 ( )	1. 済み 賦課金〔有〕無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	1. 自作している (作付作物) 2. 耕作放棄している (過去の作付作物) 3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月
		現況		1. 規模縮小 2. 経営移譲 3. 離農 4. その他 ( )	1. 済み 賦課金〔有〕無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	1. 自作している (作付作物) 2. 耕作放棄している (過去の作付作物) 3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月
		現況		1. 規模縮小 2. 経営移譲 3. 離農 4. その他 ( )	1. 済み 賦課金〔有〕無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	1. 自作している (作付作物) 2. 耕作放棄している (過去の作付作物) 3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月
		現況		1. 規模縮小 2. 経営移譲 3. 離農 4. その他 ( )	1. 済み 賦課金〔有〕無 2. 未済 3. 予定	1. 有 ・中山間直払 ・多面的支払 ・その他 2. 無	1. 自作している (作付作物) 2. 耕作放棄している (過去の作付作物) 3. 貸し付けている (作付作物) (貸付け相手) 貸付期間 H 年 月 ~ H 年 月



- ◎ 農地を貸したいと考えている方
- ◎ 農地を借りたいと考えている方
- ◎ 分散している農地を集約化したいと考えている方
- ◎ 新たに農業に参入したいと考えている方

以下のお問い合わせ先までご連絡下さい

## 問い合わせ先



### ◆長崎県農林部農地利活用推進室

〒850-8570 長崎市江戸町2番-13号（県庁本館5F）  
電話095-895-2974 FAX 095-895-2587

### ◆（公財）長崎県農業振興公社（農地中間管理機構）

〒850-8570 長崎市江戸町2番-13号（県庁本館5F）  
電話095-894-3848 FAX 095-894-3850

### ◆最寄りの市町、農業委員会

### ◆農地中間管理機構ホットライン（農林水産省内）

電話03-6744-2151（平日9:30～17:00）

メールアドレス [kikou@nm.maff.go.jp](mailto:kikou@nm.maff.go.jp)